

入札公告

福島県動物愛護センター及び犬・猫保護管理所における犬及び猫の飼養管理等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 犬及び猫の飼養管理等業務 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
 - ア 福島県動物愛護センター
(田村郡三春町大字上舞木字向田17番)
 - イ 会津地区犬・猫保護管理所
(会津若松市大戸町上雨屋234番地)
 - ウ 相双地区犬・猫保護管理所
(南相馬市原町区下渋佐字平164番地4号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について、同項の規定により都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める関係書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和7年2月20日（木）から同年3月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部食品生活衛生課
電話024-521-7245
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年3月6日（木）午後5時00分必着とする。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
- ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページにおいて公開する。
- イ 期間 令和7年2月20日（木）から同年3月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 令和7年3月21日（金）午後2時30分
- イ 場所 福島県庁 西庁舎7階 717会議室（福島市杉妻町2番16号）

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札日に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 問い合わせ先

福島県保健福祉部食品生活衛生課

電 話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 4 5

F A X 0 2 4 - 5 2 1 - 7 9 2 5

電子メール shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

(食品生活衛生課)